

令和2年6月30日

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策
低所得のひとり親世帯へ臨時特別給付金を
支給します



ターゲット 1.3

郡山市子ども部

こども支援課

担当：小川 俊介

TEL：924-2411

SDGs ターゲット 1.3 「適切な社会保護制度及び対策を実施し、貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する」

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭の子育て負担の増加や収入の減少を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給します。

給付内容については以下のとおりです。

支給対象者区分	基本給付 1世帯 50,000円 児童2人以上の場合は2人目以降児童一人につき30,000円加算	追加給付 1世帯 50,000円	受付開始日	受付場所	対象世帯数
①児童扶養手当受給世帯 令和2年6月分の児童扶養手当を受給できる世帯	○ ※対象者には7月3日に市から通知を送付予定、辞退等がなければ申請不要で児童扶養手当の登録口座に7月10日に振り込みます。	○ 申請が必要です。	8月の児童扶養手当現況届と併せて受付いたします。	郡山市子ども総合支援センター (ニコニコこども館) (今後各行政センターへ受付場所を拡大予定)	約2,900世帯
②公的年金等受給世帯 公的年金等を受給していることにより児童扶養手当を受給できない世帯又は受給できないことが見込まれる世帯	○ 申請が必要です。	○ 申請が必要です。	7月1日から		約30世帯
③家計急変者 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、児童扶養手当を受給している世帯と同じ水準まで収入が減少している世帯	○ 申請が必要です。	×	7月1日から		約500世帯

※ 受付期間は令和3年2月28日(日)までです。期間内に申請がない場合は給付金を支給できなくなりますのでご注意ください。

なお、本市が実施しているひとり親世帯等への支援策については、別紙のとおりです。

【市公式WEBサイト】 <https://www.city.koriyama.lg.jp/kosodate/mokuteki/shien/18891.html>



新型コロナウイルス感染症対策「ひとり親世帯等への支援策」

【給付金等】

区分	事業名等	内容	予算額
市独自 (5月)	ひとり親家庭に対する緊急支援 給付金 問合せ：こども支援課 電話：924-2411	児童扶養手当受給世帯1万円を給付 5月29日に給付済み	3,186万円
市独自 (5月)	認可外保育所の保育料還付 問合せ：こども育成課 電話：924-3541	4・5月に認可外保育所の登園を自粛した保護者に保育料を還付	2,611万円
市独自 (5月)	あさか舞おうち子どもサポート 事業 問合せ：園芸畜産振興課 電話：924-3761	児童扶養手当受給世帯及び就学援助を受けている児童が対象、児童1人につき「あさか舞」10kgを5月26日から配付開始 配布期限 2020年9月末日まで	2,117万円
市独自 (6月)	小中学校給食費の2分の1軽減 問合せ：学校管理課 電話：924-3421	小・中学校の保護者が負担する学校給食の2分の1を軽減	3億1,508万円
国制度 (5月)	子育て世帯臨時特別給付金 問合せ：こども支援課 電話：924-2411	児童手当支給対象児童1人につき1万円を給付、6月10日の児童手当支給日に給付済み（公務員除く）	4億6,178万円
国制度 (6月)	ひとり親世帯臨時特別給付金 問合せ：こども支援課 電話：924-2411	児童扶養手当受給世帯に5万円、第2子以降児童1人につき3万円を加算給付 収入が大きく減少したひとり親世帯も対象 ※7月10日給付予定	3億6,069万円

※（ ）内は予算計上時期

【貸付金】

区分	事業名等	内容	前年度との比較	
			2019年度	2020年度
貸付金	母子父子寡婦福祉資金貸付金 問合せ：こども支援課 電話：924-3341	児童を扶養している配偶者のいない方などを対象に一時的な就労収入の減少に対し、生活資金を貸付	10件 約710万円 (1月～5月)	12件 約750万円 (1月～5月)
貸付金	緊急小口資金 問合せ：郡山市社会福祉協議会 電話：932-5311	一時的に収入が減少した世帯を対象に一時的な就労収入の減少に対し、生活資金を貸付	2件 (3月～5月)	通常 14件 特例 687件 合計 701件 (3月～5月)
貸付金	総合支援資金 問合せ：郡山市社会福祉協議会 電話：932-5311	失業により日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しのために必要な生活費等の貸付	0件 (3月～5月)	通常 3件 特例 34件 合計 37件 (3月～5月)

ひとり親家庭に対する緊急支援

～市独自の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～



3,186万円

財源区分：単独

新型コロナウイルス感染症の影響により、特に経済的な影響を受けやすいひとり親家庭世帯の生活を支援するため、児童扶養手当を受給する世帯を対象とした緊急的な支援として給付金を支給します。

ひとり親家庭緊急支援給付金

給付対象

令和2年4月分の児童扶養手当を本市から受給する受給者

給付額

児童扶養手当受給者
1人（1世帯）
につき1万円

対象者：約3,000人

給付方法

児童扶養手当の情報を活用し、申請を不要として速やかな給付を実施します

5月中旬 対象者に給付案内を送付
5月29日 支給（口座振込）

（こども支援課）1

新型コロナウイルス感染症対策

新 保育施設の保育料負担を軽減

～保育施設を利用しなかった日数に応じて保育料を還付～

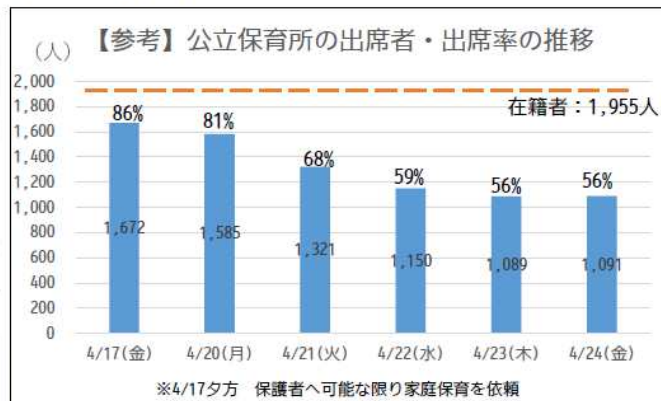
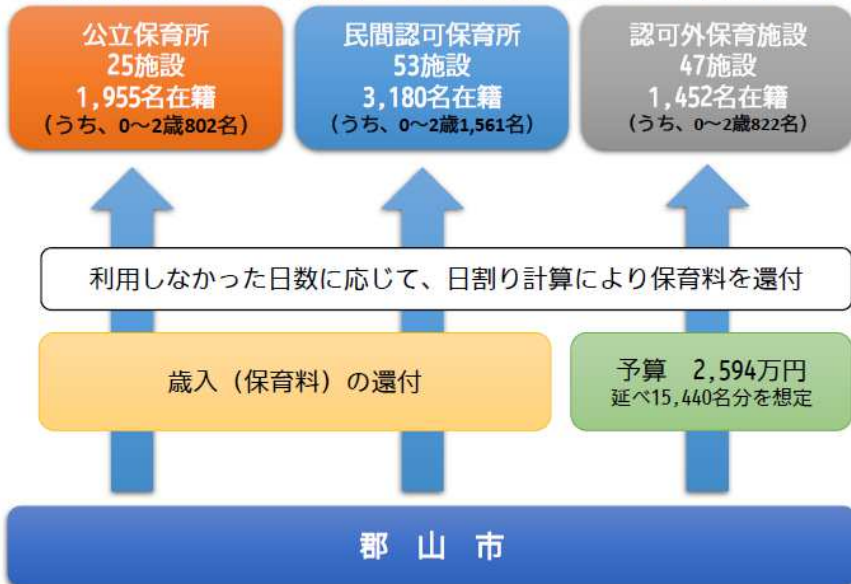


2,611万円

財源区分：認可外保育施設 単独
民間認可保育所 国・県3/4

保育施設における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するため、市の要請に基づき保護者が登園を自粛した場合や、施設が臨時に休園した場合に、保育料を日割り計算により保護者に還付します。

（原則として、幼児教育・保育無償化の対象とならない0～2歳児のみ対象）



○認可外保育施設への事務費補助 17万円

市の要請により認可外保育施設が臨時に閉鎖した際に施設が児童の健康観察を行った場合、人数に応じて電話代などの事務費を補助

（こども育成課）2

④ 農産物の消費拡大と 子どもたちの栄養面を支援

～郡山産農産物等販売促進事業～



2,117万円

財源区分：単独

ひとり親家庭で児童扶養手当受給世帯の児童等や就学援助対象者に対して、「郡山産米あさか舞10kg」を贈呈し、子どもたちの栄養面を支援します。

○対象 6,000人

【内訳】

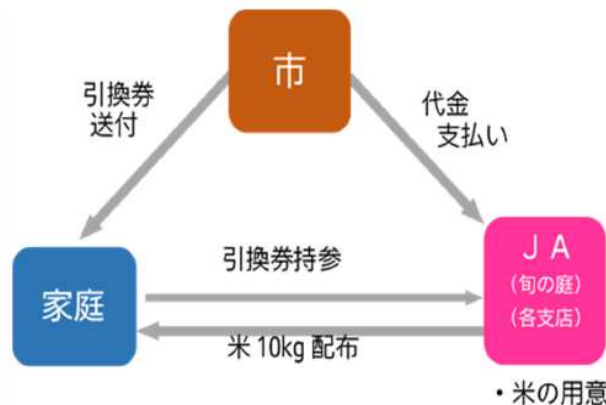
ひとり親家庭で児童扶養手当受給世帯児童等 約4,600人
就学援助対象者（6歳～14歳） 約1,400人

○配布内容

郡山産米あさか舞 10kg引換券
（一人あたり 精米ひとめぼれ 10kg）
※JA福島さくら農産物直売所等で引き換え

○配布スケジュール

5月中旬 対象世帯へ順次、引換券を郵送
5月下旬 引換開始（～9月末まで）



対象者に対し、郡山市がJA福島さくら農産物直売所「旬の庭」等で引き換えることができる「郡山産米あさか舞10kg引換券」を送付する。

効果

- (1) 休園、休校が続く子どもたちの栄養面の支援
- (2) 家庭での昼食機会の増加による家計負担の軽減
- (3) 学校給食の休止に伴うあさか舞の消費停滞の解消

(園芸畜産振興課)

3

④ 学校給食費への財政支援による 保護者の負担軽減

～小・中学校給食に要する経費～



3億1,508万円

財源区分：臨時交付金

新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況の中、今後においても収入の減少や感染症対策費用の増加など、児童・生徒の各家庭において様々な影響が考えられることから、財政支援により、保護者が負担する第2学期における給食費の2分の1を軽減します。

対象者

市立小・中・義務教育学校に通う児童・生徒を養育する保護者
(給食費を負担している家庭)

内容

期間： 第2学期（8月～12月）
軽減割合： 2分の1

軽減額等

	平均給食費 (1食)	給食提供 予定日数	一人当たり 給食費 ^①	一人当たりの 軽減額 ^② ($A \times 1/2$)	対象児童・生徒 見込み数 ^③	予算額 $B \times C$
小学校 (例)	306円	86日	26,316円	13,158円	15,000人	197,370,000円
中学校 (例)	365円	86日	31,390円	15,695円	7,500人	117,712,500円
合計					22,500人	315,082,500円

※就学援助対象者については給食費を全額補助しているため対象児童・生徒見込み数には含まれておりません。

※小学校には、義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程を含みます。

(学校管理課)

4

子育て世帯への臨時特別給付金の支給

～新型コロナウイルス感染症緊急経済対策～



4億6,178万円

財源区分：補助 国10/10

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、児童手当（本則給付）を受給する世帯に給付金を支給し、家計を応援します。

子育て世帯臨時特別給付金

給付対象

令和2年3月分もしくは4月分の児童手当受給者

- 本市が児童手当を支給している受給者
- 本市に居住している公務員で、所属庁からの児童手当受給者
- 児童手当の所得制限による特例給付受給者は対象外

給付額

児童手当の支給対象児童
1人につき1万円

対象児童：約44,000人

主な対象児童

- 児童手当の支給対象児童 0歳～15歳（中学校修了前）
- 令和2年3月に中学校を卒業した児童
- 令和2年3月31日までに生まれた児童

給付方法

本市が児童手当を支給している世帯

児童手当の情報を活用し、申請を不要として速やかな給付を実施します

5月中旬 対象者に給付案内を送付
6月10日 支給（口座振込）
※児童手当支給日と同日

本市に居住している公務員の受給者

5月 所属庁による制度周知
6月 申請受付（公務員は申請が必要）
7月中 支給（口座振込）

（こども支援課）5

ひとり親世帯への臨時特別給付金

～新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（国の第二次補正予算）～



3億6,069万円

財源：補助 国10/10

新型コロナウイルス感染症の影響を受けているひとり親世帯の生活を支援するため児童扶養手当を受給する世帯や、収入の減少したひとり親世帯に給付金を支給します。

給付額

基本給付

該当：①・②・③
想定：3,430世帯

- 対象となるひとり親世帯
1世帯あたり5万円
- 児童が2人以上の場合
2人目以降1人につき3万円

追加給付

該当：①・②
想定：2,200世帯

- 収入が大きく減少しているとの申し出のある児童扶養手当認定世帯
1世帯あたり5万円

給付対象

①令和2年6月分の児童扶養手当受給世帯（約2,900世帯）

今後の収入が児童扶養手当の所得制限限度額未満になると見込まれるひとり親世帯

②公的年金（遺族・障害年金等）の受給により児童扶養手当が支給されないひとり親世帯（約30世帯）

③児童扶養手当の認定を受けていないが、認定条件に該当し、所得制限額未満に減少すると見込まれるひとり親世帯（約500世帯）

給付方法

児童扶養手当の情報により、**申請不要**として速やかな給付を実施します

7月1日 対象者に給付案内を送付
7月10日 給付 ※口座振込、児童扶養手当支給日と同日

8月の児童扶養手当現況届の際に案内し、該当の場合は申請を受付し、審査後に給付

該当する**児童扶養手当受給世帯以外のひとり親世帯**については、**基本給付・追加給付とも申請が必要**です

7月1日 申請受付開始
審査後に給付

※児童扶養手当の認定要件により、不支給となる場合もあります。

（こども支援課）6

ひとり親家庭への 各種支援一覧

すべての
～ ひとり親家庭の皆様へ ～



令和2年6月現在
郡山市

支援名	制度名	内 容	問合せ先
経済的支援	児童手当	◆中学校修了前までの児童（※15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童）が育てられている家庭等の生活の安定と児童の健全育成のために支給される手当です。	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコ子ども館 2階)
	子ども医療費の助成	◆18歳に達する年度の末日までの児童を対象に、保険診療の一部負担金（加入保険から支給される高額療養費等を差し引いた金額）と入院時の食事代を助成する制度です。	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコ子ども館 2階)
	児童扶養手当	◆父又は母と生計を同じくしていない児童（※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで<心身に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳未満>の間にある者）が育てられているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給される手当です。	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコ子ども館 2階)
	ひとり親家庭医療費の助成	◆18歳未満（就学中の場合は18歳に達する年度の末日まで）の児童と、その児童を養育している配偶者のいない父又は母を対象に、保険診療の一部負担金（加入保険から支給される高額療養費等を差し引いた金額）と入院時の食事代について、その一部を助成する制度です。	郡山市子ども支援課 給付係 Tel024-924-2411 (ニコニコ子ども館 2階)
	母子父子寡婦福祉資金貸付	◆母子・父子・寡婦世帯を対象とした子どもの修学に要する費用等、各種資金（※12種類）に関する貸付制度です。	郡山市子ども支援課 子ども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコ子ども館 2階)
	特別児童扶養手当	◆身体又は精神に中度又は重度の障がいを有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は父母にかわって児童を養育しているか方に支給する手当です。 ※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	障害児福祉手当	◆20歳未満で、身体又は精神の重度の障がいにより、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方に支給する手当です。 ※所得制限、在宅要件等の支給制限があります。	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	特別児童介護手当	◆年齢3歳以上20歳未満の障がいを有する児童を養育している親権者・後見人に一定額を支給する手当です。 (要件等の支給制限があります。)	郡山市障がい福祉課 支援給付係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	児童発達支援等第一子利用者負担無料化・軽減事業	◆第一子が児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）を利用した際の利用者負担額を軽減します。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	難聴児補聴器購入費等の助成	◆18歳未満の身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用等の一部を助成します。 ※購入前の申請に限ります。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	生活保護制度	◆生活に困窮した世帯に対し、世帯の状況に応じて、国が決めた最低生活費と世帯全体の収入を比較し、足りない部分を生活保護費として支給される制度です。	郡山市生活支援課 保護係 Tel024-924-2611 (郡山市役所本庁舎 1階)
生活福祉資金	◆低所得世帯、高齢者世帯及び障がい者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長並びに社会参加の促進を図り、安定した生活を営めるようにすることを目的に、その世帯に生業費、医療費などを低利で貸し付けする制度です。	郡山市社会福祉協議会 Tel024-932-5311 (郡山市朝日1-29-9 郡山市総合福祉センター 1階)	

支援名	制度名	内 容	問合せ先
経済的支援	幼児教育・保育の無償化	◆保育所や幼稚園等の3才以上及び非課税世帯の3才未満の児童の保育料が無償化されます。(私立幼稚園や認可外保育施設等は、月上限額などの要件があります。)	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	保育料軽減	◆母子・父子家庭(市民税所得割額77,101円未満の世帯)の保育料を軽減します。 ◆婚姻歴のない母子・父子家庭に係る保育料について、寡婦(夫)控除が適用されるものとみなして計算した市民税所得割額により算定します。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	保育料無料化・軽減等事業	◆第一子(市民税所得割額133,000円未満世帯)が保育所等を利用した際の保育料を軽減します。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	副食費の免除・補足給付	◆認可保育施設(認可保育所、認定こども園等)と幼稚園の一定の所得階層等に該当する児童の副食費(おかず・おやつ代)が免除又は補足給付されます。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	多子世帯保育料軽減補助金	◆18歳未満の兄弟がいる3歳未満の児童が認可外保育施設に入所している場合、保育料の一部を補助します。	郡山市こども育成課 保育事業支援係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎3階)
	就学援助制度	◆経済的な理由によって、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費、学校給食費等の就学に必要な費用の一部を援助する制度です。	郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)
	特別支援教育就学奨励費	◆障がいのある幼児児童生徒が特別支援学校や小学校・中学校の特別支援学級等で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ、国及び地方公共団体が補助する仕組みです。 ※特別支援学級等に在籍し、就学援助制度が対象となる場合は、対象となりません。	・特別支援学校在籍の場合 通学先の学校 ・特別支援学級等在籍の場合 郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)
	郡山市(篤志)奨学資金給与事業	◆経済的理由により修学困難と認められる生徒の進学に対する機会均等を図るため、応募対象者を高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程に限る)へ進学する中学3年生を対象とし、応募選考を経て採用された者に在学する学校の正規の修学期間中、奨学金を給与する事業です。	郡山市教育委員会 学校教育推進課 Tel024-924-2431 (郡山市役所本庁舎5階)
	高等学校等就学支援金	◆高校等の授業料の支援として「高等学校等就学支援金」を支給する制度です。(※市町村民税所得割額304,200円未満の世帯)詳細については、進学先の高校にお尋ねください。県内の私立高校、専修学校高等課程、高専等にも同様の制度がありますので、進学先の高校等にお尋ねください。	進学先の高校等
高校生等奨学給付金	◆授業料以外の教育費負担を軽減するため、非課税世帯(※市町村民税所得割が非課税)に奨学のための給付金が給付される制度です。なお、平成26年度以降に高校等(※公立・私立高校、専修学校高等課程、高専等)に入学した生徒のいる世帯が対象となり、毎年度申請が必要です。	進学先の高校等	

支援名	制度名	内 容	問合せ先
就 労 支 援	高等職業訓練 促進給付金	◆ひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、保育士等の対象資格取得のため養育機関で修業する場合に、生活の安定を図るための費用を支給する制度です。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコこども館 2階)
	自立支援 教育訓練給付金	◆ひとり親家庭の父母が、適職に就くために必要な技能や資格を取得するための教育訓練講座の受講にあたり、本人が支払った費用の6割相当額(※上限20万円)を支給する制度です。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコこども館 2階)
	高等学校卒業程度 認定試験合格支援 給付金	◆ひとり親家庭の親及び子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する制度です。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコこども館 2階)
	福祉事務所との連 携による就労支援	◆福祉事務所とハローワークの職員が連携し、生活困窮者等に対する職業相談や職業紹介等の就労支援を一体的に行います。	郡山市役所 ハローワークコーナー Tel024-921-8611 (郡山市役所本庁舎 1階)
	職業相談 ・職業紹介	◆職業相談・職業紹介、職業訓練等、雇用全般に関する相談支援を行います。	ハローワーク郡山 Tel024-942-8609 (郡山市方八町二丁目1-26)
	子育て中の方に対 する職業相談・職 業紹介	◆主に子育てをしながら就労を希望する方向けのハローワークです。	ハローワーク郡山 マザーズコーナー Tel024-927-4626 (郡山市桑野一丁目2-3 ニコニコこども館 3階)
生 活 全 般 支 援	生活困窮者 自立支援制度	◆暮らしや仕事でお困りの方の自立に向けた支援を行います。(※相談支援、住居確保給付金の支給、就労支援、家計改善支援、子どもの学習・生活支援 等)	郡山市保健福祉総務課 自立支援係 Tel024-924-3822 (郡山市役所本庁舎 1階)
	郡山市多機関の協 働による包括的支 援体制構築事業 「福祉まるごと相 談窓口」	◆ダブルケア(子育てと介護)などの複合的な課題の解決を支援するため、市内3か所に相談窓口を開設し相談に対応しています。	郡山市保健福祉総務課 自立支援係 Tel024-924-3822 (郡山市役所本庁舎 1階)
生 活 支 援	公営住宅の優先入 居 (市営住宅・県営 住宅)	◆母子家庭(20歳未満の子どもと母)又は父子家庭(20歳未満の子どもと父)に対して、公営住宅の優先入居制度があります。市営住宅は母子家庭が対象となり、県営住宅は母子・父子家庭が対象となります。なお、入居申込には、収入が基準以下であること、住宅に困っていることなどの条件があり、申込多数の場合には、抽選となります。	【市営住宅】 郡山市住宅政策課市営住宅 係 Tel024-924-2631 (郡山市役所本庁舎 3階) 【県営住宅】 県中地区県営住宅管理室 Tel024-935-1518 (郡山市麓山一丁目1番1号)
	ファミリー・ サポート・セン ター	◆子育ての手助けをして欲しい人(おねがい会員)と子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)が、地域の中でお互いに助け合っていく会員組織です。サポート内容は、子どもの一時預かり、保育所・幼稚園・児童クラブ・子どもの習い事等への送迎などです。	郡山市ファミリー・サポ ート・センター Tel024-924-1904 (ニコニコこども館 1階)
	放課後児童クラブ	◆放課後、保護者が就労等により家庭にいない小学生を対象に、放課後の生活の場を確保し運動や遊びを通して生活習慣等を学びます。なお、母子・父子家庭については、優先利用に配慮した入会決定を行っております。	郡山市こども未来課 青少年・放課後児童育成係 Tel024-924-3801 (郡山市役所西庁舎 3階)

支援名	制度名	内 容	問合せ先
生活支援	認可保育施設	◆日中、保護者が就労等により子どもを保育できないときに利用できます。対象者は就学前の乳幼児です。なお、母子・父子家庭については、優先利用に配慮した利用調整を行っています。	郡山市こども育成課 保育認定係 Tel024-924-3541 (郡山市役所西庁舎 3階)
	児童発達支援 ※未就学児のみ	◆日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	医療型児童発達支援 ※肢体不自由を持つ未就学児のみ	◆日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の児童発達支援及び治療を提供します。 ※利用にあたっては福島県総合療育センターの意見書が必要です。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	放課後等デイサービス ※就学児のみ	◆放課後又は休業日において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
	保育所等訪問支援	◆訪問支援員が、児童が集団生活をする施設等(学校を含む)を定期的に訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 ※児童本人に対する支援・訪問先施設スタッフ等に対する支援	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)
女性支援	女性相談	◆女性相談員が夫等からの暴力、離婚問題、生活相談、家庭問題等の様々な相談に応じます。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコこども館 2階)
	女性による女性のためのカウンセリング	◆女性の臨床心理士が寄り添い、こころの回復について援助します。	福島県男女共生センター <相談専用電話> Tel0243-23-8320
子ども支援	子どもに関する総合相談	◆子育てや家庭の問題、子どもの養育等に関する相談に応じます。	郡山市こども支援課 こども家庭相談センター Tel024-924-3341 (ニコニコこども館 2階)
	児童虐待・里親制度	◆主に児童虐待や里親制度等に関する相談に応じます。	福島県県中児童相談所 Tel024-935-0611 (郡山市麓山一丁目 1番 1号)
	交通遺児激励金	◆小学校、中学校若しくは義務教育学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者で、父母又はそのいずれかが交通事故により死亡した者に対し、交通遺児1人につき年額85,000円の激励金を支給する制度です。	郡山市セーフコミュニティ課 Tel024-924-2151 (郡山市役所西庁舎 3階)
	医療的ケア児に関する総合相談	◆在宅で生活されている医療的ケアが必要なお子さまの子育てや保育、就学、医療、福祉サービス等に関する相談に応じます。	郡山市障がい福祉課 障がい福祉係 Tel024-924-2381 (郡山市役所本庁舎 1階)

支援名	制度名	内 容	問合せ先
法的支援	法律相談	◆弁護士が、相続、離婚、借地・借家、金銭貸借、職場問題等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	登記相談	◆司法書士が、相続、不動産登記、抵当権設定、成年後見等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	公証人相談会	◆公証人が、遺言書、離婚協議書、任意後見契約等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	土地家屋調査士相談	◆土地家屋調査士が、土地の境界・分筆登記・地目変更登記、建物の新築・増築・取壊登記等についての相談に応じます。	郡山市市民・NPO活動推進課 市民相談センター Tel024-924-2155 (郡山市役所西庁舎1階)
	多重債務 ・生活再建相談	◆多重債務や生活再建等について相談に応じます。	郡山市セーフコミュニティ課 消費生活センター Tel024-921-0333 (郡山市役所西庁舎3階)
	弁護士相談	◆福島県弁護士会の弁護士による有料法律相談です。 (※相談料は30分5,400円です。)	福島県弁護士会 Tel024-534-2334 (福島市山下町4-24)
	法的トラブル解決の案内所	◆経済的に余裕がない場合、無料法律相談ができます。また、弁護士費用や司法書士費用等を立て替える制度があります。	法テラス サポートダイヤル Tel0570-078374

ひとり親家庭への各種支援一覧

～すべてのひとり親家庭の皆様へ～

令和2年6月

郡山市子ども部子ども支援課

〒963-8025 郡山市桑野一丁目2番3号

T E L 024-924-3341 F A X 024-933-6665